

解説 1 EC 指令

p.106

EC 指令は、EC 理事会が制定した指令で、欧州市場に出る製品に均一な安全性を要求するものである。欧州連合 (EU) 加盟国政府は、自国の法令を EC 指令に整合するよう変更しなければならない。全製品に共通する広範囲の指令と個別対象製品別の指令があり、受配電・制御機器コンポーネントに関係する個別の指令は、次の三つである。

(a) 機械指令 (Machinery Directive) : 機械の安全性に

関する指令

(b) EMC 指令 (Electro-Magnetic Compatibility Directive) : 電磁環境両立性に関する指令

(c) 低電圧指令 (Low Voltage Directive) : AC50 ~ 1,000 V, DC75 ~ 1,500 V で動作する機器の電気の安全性に関する指令

解説 2 CCC 強制認証

p.106, p.113

中国では、1993年に国家出入境検閲検疫局 (SAIQ) の管理の下、中国輸出入商品検閲局 (CCIB) が電気・電子製品などの輸入製品について、製品安全認証制度 (CCIB 認証) を実施した。また、1994年には中国国家品質技術監督局 (CSBTS) の管理の下、中国電工製品適合性認証委員会 (CCEE) が、中国国内で販売される電気電子製品などについて製品安全認証制度 (CCEE 認証) を実施した。このように、電気電子製品などに対して一つの国に二つの制度が存在し、さらに一部の製品については、CCIB 認証と CCEE 認証の両方の認証を取得しなければならない状

態にあった。

このような状況の中、2001年11月中国が世界貿易機関 (WTO) に正式加盟したことにより、WTOの規定に基づいて二つの認証制度を統一し、新しい強制性の製品安全認証制度 (CCC : China Compulsory Certification) を制定した。認証の対象製品については、「国家品質監督検閲検疫総局 (AQSIQ) および国家認証認可監督管理委員会 (CNCA) 共同公告 2001年第33号」「第一次強制的製品認証を実施する製品目録」に公表されている19種 (132品目) となる。



*本誌に記載されている会社名および製品名は、それぞれの会社が所有する
商標または登録商標である場合があります。